

最高裁総訟第 368 号

令和 6 年 7 月 16 日

各法廷首席書記官 殿

訟廷首席書記官 殿

最高裁判所大法廷首席書記官

e 事件管理システムの管理について（指示）

標記の管理について下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

1 通達の準用

令和 6 年 7 月 1 日付け最高裁デ審第 78 号事務総長通達「e 事件管理システムの管理について」（以下「管理通達」という。）の定め（記第 2、第 5、第 6 及び第 7 の定めを除く。）は、その性質に反しない限り、最高裁判所における e 事件管理システムの管理について準用する。この場合において、管理通達中「職員」とあるのは「書記官等」と読み替えるものとする。

2 用語の定義

この指示における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 本件システム e 事件管理システムをいう。
- (2) 書記官等 裁判所書記官及び裁判所事務官をいう。
- (3) ユーザ ID 別表記載の事件に関して本件システムを利用する職員対し付与される本件システムのアカウントをいう。

3 本件システムの管理

訟廷首席書記官は、最高裁判所における本件システムの管理を行う。この場合において、訟廷首席書記官は、所属する書記官等の中から、本件システムにお

いて最高裁判所のユーザ情報（所属部署、官職並びにシステムの操作及び管理の権限の有無に関する情報をいう。）の登録や訂正のほか府単位で行う各種の設定を行うシステム上の権限を有する者として運用管理者及び運用担当者を定める。

4 本件システムの利用不能時等における対応等

- (1) 本件システムに障害が発生するなど本件システムの利用ができない緊急事態の発生に備えて、訟廷首席書記官を緊急時対応者（緊急時に必要な対応をとるべき旨の判断をする責任者をいう。）とする。
- (2) 訟廷首席書記官は、前項の緊急事態が発生した場合には、必要な対応をとる。

5 その他

この指示に定めるもののほか、この指示の実施に必要な事項については、大法廷首席書記官が定める。

付 記

この指示は、令和6年7月16日から実施する。

(別表)

簡易裁判所

和解事件

督促事件

通常訴訟事件

手形訴訟事件及び小切手訴訟事件

少額訴訟事件

少額訴訟判決に対する異議申立て事件

控訴提起事件

飛躍上告提起事件

少額異議判決に対する特別上告提起事件

再審事件

抗告提起事件

民事一般調停事件

宅地建物調停事件

農事調停事件

商事調停事件

鉱害調停事件

交通調停事件

公害等調停事件

特定調停事件

共助事件

民事雑事件

共助事件（行政事件）

地方裁判所

通常訴訟事件

家庭裁判所移行前の人事訴訟事件
手形訴訟事件及び小切手訴訟事件
控訴提起事件
飛躍上告提起事件
飛躍上告受理申立て事件
再審事件
控訴事件
上告提起事件
抗告事件
抗告提起事件
発信者情報開示命令事件
労働審判事件
民事一般調停事件
宅地建物調停事件
農事調停事件
商事調停事件
鉱害調停事件
交通調停事件
公害等調停事件
特定調停事件
共助事件
民事雑事件
人身保護事件
人身保護雑事件
訴訟事件（行政事件）
控訴提起事件（行政事件）

飛躍上告提起事件及び上告提起事件（行政事件）

飛躍上告受理申立て事件（行政事件）

再審事件（行政事件）

抗告提起事件（行政事件）

共助事件（行政事件）

雑事件（行政事件）

家庭裁判所

家事審判事件

家事調停事件

人事訴訟事件

通常訴訟事件

子の返還申立事件

家事抗告提起事件

民事控訴提起等事件

再審事件

保全命令事件

家事共助事件

家事雑事件

高等裁判所

通常訴訟事件

控訴事件

上告提起事件

上告受理申立て事件

抗告事件

特別抗告提起事件

許可抗告申立て事件

再審事件
上告事件
特別上告提起事件
民事一般調停事件
宅地建物調停事件
農事調停事件
商事調停事件
鉛害調停事件
交通調停事件
公害等調停事件
民事雜事件
人身保護事件
人身保護雜事件
訴訟事件（第一審、行政事件）
控訴事件（行政事件）
上告提起事件（行政事件）
上告受理申立て事件（行政事件）
特別上告提起事件（行政事件）
抗告事件（行政事件）
特別抗告提起事件（行政事件）
許可抗告申立て事件（行政事件）
再審事件（行政事件）
雜事件（行政事件）
家事審判事件
家事調停事件
第一審事件（裁判官の分限事件）

最高裁判所

上告事件

上告受理事件

特別上告事件

特別抗告事件

許可抗告事件

再審事件

民事雜事件

訴訟事件（第一審、行政事件）

上告事件（行政事件）

上告受理事件（行政事件）

特別上告事件（行政事件）

特別抗告事件（行政事件）

許可抗告事件（行政事件）

再審事件（行政事件）

雜事件（行政事件）

第一審事件（裁判官の分限事件）

抗告事件（裁判官の分限事件）